

# 広島市報

定期第921号  
平成19年2月28日

発行所  
広島市役所  
(企画総務局総務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

## 目次

### 規 則

- 広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則(第1号) ..... 3
- 広島市勤労青少年ホーム条例施行規則の一部を改正する規則(第2号) ..... 3
- 告 示**
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定 ..... 4
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止 ..... 4
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定 ..... 5
- 収入役の事務の一部委任 2件 ..... 5
- 結核予防法による医療機関の指定 ..... 5
- 結核予防法による指定医療機関の辞退 ..... 6
- 広島市安佐南区西原土地区画整理組合の設立の認可 ..... 6
- 山県郡安芸太田町と広島市との間における消防事務の事務委託に関する規約 ..... 6
- 廿日市市と広島市との間における消防事務の事務委託に関する規約 ..... 7
- 固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務の委託 ..... 8
- 出納員の事務の一部委任 ..... 8
- 出納員の事務の一部委任の解除 ..... 8
- 自転車等の所有権の取得 ..... 8
- 開発行為に関する工事の完了 ..... 8
- 公共下水道の供用開始 ..... 10
- 公共下水道の処理開始 ..... 10
- 平成19年第1回広島市議会定例会の招集 ..... 11
- 生活保護法による医療機関の指定 ..... 11
- 生活保護法による指定医療機関の名称変更 ..... 11
- 生活保護法による指定医療機関の廃止等 ..... 11
- 生活保護法による医療扶助のための施術者の指定 ..... 12
- 生活保護法による施術者の廃止 ..... 12
- 路上駐車場の休止 ..... 12
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模

- 小売店舗の届出事項の変更 2件 ..... 12
- 自転車等の所有権の取得 ..... 13
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の届出事項の変更 ..... 13
- 生活保護法による介護機関の指定 ..... 14
- 生活保護法による指定介護機関の事業所等の廃止 ..... 15
- 放置自転車等の撤去(中区) 5件 ..... 15
- 長期間駐車されていた自転車等の移動(中区) ..... 15
- 放置自転車等の撤去(中区) ..... 15
- 屋外広告物法による広告物等の除去及び保管(中区) ..... 15
- 放置自転車等の撤去(中区) ..... 16
- 長期間駐車されていた自転車等の移動(中区) 2件 ..... 16
- 放置自転車等の撤去(中区) 4件 ..... 16
- 屋外広告物法による広告物等の除去及び保管(中区) ..... 16
- 放置自転車等の撤去(中区) ..... 16
- 長期間駐車されていた自転車等の移動(中区) 2件 ..... 16
- 放置自転車等の撤去(中区) 4件 ..... 17
- 屋外広告物法による広告物等の除却及び保管(東区) ..... 17
- 建築基準法による道路の位置の指定(東区) ..... 17
- 建築基準法による公告対象区域における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定(東区) ..... 17
- 放置自転車等の撤去(東区) 2件 ..... 17
- 長期間駐車されていた自転車等の移動(東区) ..... 18
- 放置自転車等の撤去(東区) ..... 18
- 長期間駐車されていた自転車等の移動(東区) ..... 18
- 道路の区域変更(東区) ..... 18
- 道路の供用開始(東区) ..... 18
- 放置自転車等の撤去(東区) ..... 18
- 屋外広告物法による広告物等の除却及び保管(東区) ..... 18
- 放置自転車等の撤去(東区) 2件 ..... 19

- 屋外広告物法による広告物等の除却及び保  
管（東区） 2 件……………19
- 放置自転車等の撤去（東区） 3 件……………19
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（東  
区）……………19
- 屋外広告物法による広告物等の除却及び保  
管（南区）……………19
- 放置自転車等の撤去（南区）……………19
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南  
区）……………20
- 放置自転車等の撤去（南区） 2 件……………20
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南  
区）……………20
- 道路の区域変更（南区）……………20
- 道路の供用開始（南区）……………20
- 屋外広告物法による広告物等の除却及び保  
管（南区）……………20
- 放置自転車等の撤去（南区） 4 件……………20
- 屋外広告物法による広告物等の除却及び保  
管（西区） 2 件……………21
- 放置自転車等の撤去（西区）……………21
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（西  
区）……………21
- 区出納員の事務の一部委任（西区）……………21
- 市街化区域内の里道の廃止（西区）……………21
- 放置自転車等の撤去（西区）……………21
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（西  
区）……………22
- 屋外広告物法による広告物等の除却及び保  
管（西区）……………22
- 放置自転車等の撤去（西区）……………22
- 屋外広告物法による広告物等の除却及び保  
管（西区）……………22
- 放置自転車等の撤去（西区）……………22
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（西  
区）……………22
- 放置自転車等の撤去（西区） 2 件……………22
- 法定外公共物の指定の廃止（安佐南区）……………22
- 屋外広告物法による広告物等の除却及び保  
管（安佐南区）……………23
- 建築基準法による道路の指定（安佐南区）……………23
- 法定外公共物の指定（安佐南区）……………23
- 建築基準法による道路の位置の指定（安佐  
南区）……………23
- 屋外広告物法による広告物等の除却及び保  
管（安佐南区）……………23
- 法定外公共物の指定の変更（安佐南区）……………23
- 道路の供用開始（安佐南区） 3 件……………23
- 放置自転車等の撤去（安佐南区） 2 件……………24

- 法定外公共物の指定の変更（安佐南区）……………24
- 屋外広告物法による広告物等の除却及び保  
管（安佐南区）……………24
- 上町屋光洋区自治会の告示事項の変更（安  
佐北区）……………24
- 市街化区域内の水路の廃止（安佐北区） 2  
件……………25
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安  
佐北区）……………25
- 放置自転車等の撤去（安佐北区）……………25
- 建築基準法による道路の位置の指定（安佐  
北区）……………25
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安  
佐北区）……………25
- 屋外広告物法による広告物等の除却及び保  
管（安芸区）……………25
- 放置自転車等の撤去（安芸区） 2 件……………26
- 屋外広告物法による広告物等の除却及び保  
管（佐伯区）……………26
- 区出納員の事務の一部委任（佐伯区）……………26
- 区出納員の事務の一部委任の解除（佐伯  
区）……………26
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 2 件……………26
- 法定外公共物の指定の廃止（佐伯区） 2 件……………26
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 2 件……………27
- 建築基準法による道路の位置の指定（佐伯  
区）……………27
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 3 件……………27

区 告 示

- 住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令  
による職権処理（中区） 2 件……………28
- 住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令  
による職権処理（安佐南区）……………29

選 管 告 示

- 平成 1 9 年 4 月 8 日執行予定の広島市長選  
挙及び広島市議会議員一般選挙において選  
挙管理委員会が候補者に公布するものに押  
なつする印……………29
- 平成 1 9 年 4 月 8 日執行予定の広島市長選  
挙及び広島市議会議員一般選挙において政  
党その他の政治団体が政治活動のために使  
用する自動車に取り付ける表示板に押なつ  
する印……………29
- 平成 1 9 年 4 月 8 日執行予定の広島市長選  
挙及び広島市議会議員一般選挙において選  
挙管理委員会が当選人に付与する当選証書  
に押なつする印……………29
- 平成 1 3 年広島市選挙管理委員会告示第 9  
号の一部変更……………29

教育委員会規則

○広島市公民館条例施行規則の一部を改正する規則（第1号）.....30

○広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則（第2号）.....30

教育委員会告示

○広島市教育委員会議（定例会）の開催.....30

○広島市教育委員会議（定例会）の議題の変更.....30

病院事業局規程

○広島市病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程（第15号）.....31

○広島市病院事業局事務分掌規程の一部を改正する規程（第16号）.....31

○広島市病院事業局就業規則の一部を改正する規程（第17号）.....31

○広島市病院事業局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程（第18号）.....31

○広島市病院事業局当直勤務規程の一部を改正する規程（第19号）.....32

○広島市病院事業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（第20号）.....32

○広島市病院事業局契約規程の一部を改正する規程（第21号）.....37

監査結果公表

○平成18年度包括外部監査人の監査結果に関する報告の公表.....37

○広島市長に関する措置請求についての監査結果の公表.....93

○監査の結果（指摘事項）に対する措置事項公表 2件.....101

監査委員告示

○包括外部監査の事務を補助する必要がなくなった者の氏名及び住所.....102

規則

広島市規則第1号

平成19年1月31日

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 秋葉忠利

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年広島市規則第72号）の一部を次のように改正す

る。

別表第3中

Table with 2 columns and 2 rows showing rule amendments. Row 1: 広島市物品管理規則（昭和44年広島市規則第64号）, 第14条第3項. Row 2: 広島市報発行規則（昭和55年広島市規則第32号）, 第6条第2項. Row 3: 広島市物品管理規則（昭和44年広島市規則第64号）, 第14条第3項.

改め、同表広島市旅館業法施行細則の項中「第5条」を「第4条第3項（申請書の提出に限る。）及び第5条」に改め、「変更」の右に「又は営業の停止若しくは廃止」を加え、同表広島市興行場法施行細則の項中「第6条」を「第5条第3項（申請書の提出に限る。）及び第6条」に改め、「変更」の右に「又は営業の全部若しくは一部の停止若しくは廃止」を加え、同表広島市公衆浴場法施行細則の項中「第5条」を「第4条第3項（申請書の提出に限る。）及び第5条」に改め、「変更」の右に「又は営業の停止若しくは廃止」を加え、同表に次のように加える。

Table with 2 columns: 広島市クリーニング業法取扱規則, 第3条第2項

附則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

広島市規則第2号

平成19年1月31日

広島市勤労青少年ホーム条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 秋葉忠利

広島市勤労青少年ホーム条例施行規則の一部を改正する規則

広島市勤労青少年ホーム条例施行規則（昭和46年広島市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

(1) 休館日

ア 広島市中央勤労青少年ホーム及び広島市安佐勤労青少年ホーム

(ア) 日曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(ウ) 1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日まで

イ 広島市佐伯勤労青少年ホーム

(ア) 水曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日。ただし、当該休日の日曜日に当たるときはその日を除くものとし、